

年管発 1116 第 3 号
令和 2 年 11 月 16 日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省大臣官房年金管理審議官
（ 公 印 省 略 ）

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための健康保険法施行規則等
の臨時特例に関する省令の一部を改正する省令の公布について

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための健康保険法施行規則等の臨時特例に関する省令の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 183 号。以下「一部改正省令」という。）が本日付けで公布及び施行されたため通知する。

一部改正省令の内容等については下記のとおりであるので、その内容について御了知いただくとともに、その実施に遺漏なきようお願いする。

記

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和 2 年法律第 25 号）第 3 条第 1 項の規定によりみなして適用する国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号。以下「通則法」という。）第 46 条第 1 項の規定の例による納付の猶予の特例（以下「特例猶予」という。）を受けた事業主が、特例猶予の期間が満了した後に、その猶予期間内に猶予をした金額を納付することができない場合に、通則法第 46 条第 2 項の規定の例による納付を猶予する場合の当該猶予の権限に係る事務について、迅速に当該猶予の決定に係る判断を行うことが可能な事務処理体制を整備するため、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための健康保険法施行規則等の臨時特例に関する省令（令和 2 年厚生労働省令第 95 号）の一部を改正したこと。

2 内容

健康保険料（全国健康保険協会が管掌する健康保険の被保険者（任意継続被保険者を除く。）に係るものに限る。）、船員保険料、厚生年金保険料及び子ども・子育て拠出金に関し、特例猶予を受けた場合において、その猶予期間内に猶予した金額を納付することができないと認めるときにおける通則法第 46 条第 2 項の規定の例による納付を猶予する場合（以下「特例猶予後の猶予」という。）の当該猶予の権限に係る事務及び当該猶予の取消しの権限に係る事務を日本年金機構（以下「機構」という。）に委任すること。具

体的には、特例猶予後の猶予に係る猶予申請書の審査事務及び特例猶予後の猶予に係る許可又は不許可の決定等の事務は、機構において行うこと。

3 施行期日

一部改正省令は公布の日から施行すること。

○厚生労働省令第八十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第十五号）、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第三十一号）及び子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための健康保険法施行規則等の臨時特例に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十一月十六日

厚生労働大臣 田村 憲久

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための健康保険法施行規則等の臨時特例に関する省令（令和二年厚生労働省令第九十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百八十三条、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第百三十七条、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第十五号）第八十九条（子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十一条第一項の規定によりその例によるものとする場合を含む。）及び厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第三十一号）第二条第八項の規定によりその例によるものとされる新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号）第三条第一項の規定によりみなして適用する国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）</p>	<p>健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百八十三条、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第百三十七条、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第十五号）第八十九条（子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十一条第一項の規定によりその例によるものとする場合を含む。）及び厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第三十一号）第二条第八項の規定によりその例によるものとされる新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号）以下「特例法」という。第三条第一項の規定によりみなして適用する国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）</p>

第四十六条第一項の規定の例による納付の猶予（当該猶予をした場合においてその猶予期間内に猶予をした金額を納付することができないと認めるときにおける同条第二項の規定の例による納付の猶予を含む。）に係る次の表の上欄に掲げる法令の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第百五十八條の二第八号</p>	<p>健康保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）第百九十条第八号</p>	<p>健康保険法施行規則第百五十九条第一項第九号の二</p>	<p>健康保険法施行規則第百五十八条の二第九号及び第百五十九条第一項第九号の三</p>	<p>健康保険法施行規則第百五十八條の二第九号及び第百五十九條第一項第九号の三</p>
<p>猶予</p>	<p>猶予</p>	<p>猶予</p>	<p>取消し</p>	<p>取消し</p>
<p>猶予（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号。以下「特例法」という。）第三条第一項の規定により国税通則法第四十六条第一項の納付の猶予とみなされる場合（当該場合においてその猶予期間内に猶予をした金額を納付することができないと認めるときにおける特例法第三条第一項の規定により国税通則法第四十六条第二項の納付の猶予とみなされる場合を含む。）を除く。）</p>	<p>猶予（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号。以下「特例法」という。）第三条第一項の規定により国税通則法第四十六条第一項の納付の猶予とみなされる場合（当該場合においてその猶予期間内に猶予をした金額を納付することができないと認めるときにおける特例法第三条第一項の規定により国税通則法第四十六条第二項の納付の猶予とみなされる場合を含む。）を除く。）</p>	<p>猶予（特例法第三条第一項の規定により国税通則法第四十六条第一項の納付の猶予とみなされる場合（当該場合においてその猶予期間内に猶予をした金額を納付することができないと認めるときにおける特例法第三条第一項の規定により国税通則法第四十六条第二項の納付の猶予とみなされる場合を含む。）を除く。）</p>	<p>取消し（特例法第三条第一項の規定により国税通則法第四十六条第一項の納付の猶予とみなされた場合（当該場合においてその猶予期間内に猶予をした金額を納付することができないと認めるときにおける特例法第三条第一項の規定により国税通則法第四十六条第二項の納付の猶予とみなされた場合を含む。）を除く。）</p>	<p>取消し（特例法第三条第一項の規定により国税通則法第四十六条第一項の納付の猶予とみなされた場合（当該場合においてその猶予期間内に猶予をした金額を納付することができないと認めるときにおける特例法第三条第一項の規定により国税通則法第四十六条第二項の納付の猶予とみなされた場合を含む。）を除く。）</p>

十七年法律第六十六号）第四十六条第一項の規定の例による納付の猶予に係る次の表の上欄に掲げる法令の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第百五十八條の二第八号</p>	<p>健康保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）第百九十条第八号</p>	<p>健康保険法施行規則第百五十九条第一項第九号の二</p>	<p>健康保険法施行規則第百五十八條の二第九号及び第百五十九條第一項第九号の三</p>	<p>健康保険法施行規則第百五十八條の二第九号及び第百五十九條第一項第九号の三</p>
<p>猶予</p>	<p>猶予</p>	<p>猶予</p>	<p>取消し</p>	<p>取消し</p>
<p>猶予（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号。以下「特例法」という。）第三条第一項の規定により国税通則法第四十六条第一項の納付の猶予とみなされる場合を除く。）</p>	<p>猶予（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号。以下「特例法」という。）第三条第一項の規定により国税通則法第四十六条第一項の納付の猶予とみなされる場合を除く。）</p>	<p>猶予（特例法第三条第一項の規定により国税通則法第四十六条第一項の納付の猶予とみなされる場合を除く。）</p>	<p>取消し（特例法第三条第一項の規定により国税通則法第四十六条第一項の納付の猶予とみなされた場合を除く。）</p>	<p>取消し（特例法第三条第一項の規定により国税通則法第四十六条第一項の納付の猶予とみなされた場合を除く。）</p>

<p>厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第五十一号）第十九条の二第八号</p>	<p>猶予</p>	<p>猶予（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号。以下「特例法」という。）第三条第一項の規定により国税通則法第四十六条第一項の納付の猶予とみなされる場合（当該場合においてその猶予期間内に猶予をした金額を納付することができないと認めるときにおける特例法第三条第一項の規定により国税通則法第四十六条第二項の納付の猶予とみなされる場合を含む。）を除く。）</p>	<p>船員保険法施行規則第二百七十七条第一項第三号の二</p>	<p>猶予</p>	<p>猶予（特例法第三条第一項の規定により国税通則法第四十六条第一項の納付の猶予とみなされる場合（当該場合においてその猶予期間内に猶予をした金額を納付することができないと認めるときにおける特例法第三条第一項の規定により国税通則法第四十六条第二項の納付の猶予とみなされる場合を含む。）を除く。）</p>
<p>厚生年金保険法施行規則第九十二条第九号及び第九十一条第二号</p>	<p>取消し</p>	<p>取消し（特例法第三条第一項の規定により国税通則法第四十六条第一項の納付の猶予とみなされた場合（当該場合においてその猶予期間内に猶予をした金額を納付することができないと認めるときにおける特例法第三条第一項の規定により国税通則法第四十六条第二項の納付の猶予とみなされる場合を含む。）を除く。）</p>	<p>厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）第九十二条第八号</p>	<p>猶予</p>	<p>猶予（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号。以下「特例法」という。）第三条第一項の規定により国税通則法第四十六条第一項の納付の猶予とみなされる場合（当該場合においてその猶予期間内に猶予をした金額を納付することができないと認めるときにおける特例法第三条第一項の規定により国税通則法第四十六条第二項の納付の猶予とみなされる場合を含む。）を除く。）</p>
<p>厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第五十一号）第十九条の二第八号</p>	<p>猶予</p>	<p>猶予（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号。以下「特例法」という。）第三条第一項の規定により国税通則法第四十六条第一項の納付の猶予とみなされる場合（当該場合においてその猶予期間内に猶予をした金額を納付することができないと認めるときにおける特例法第三条第一項の規定により国税通則法第四十六条第二項の納付の猶予とみなされる場合を含む。）を除く。）</p>	<p>厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）第九十二条第八号</p>	<p>猶予</p>	<p>猶予（特例法第三条第一項の規定により国税通則法第四十六条第一項の納付の猶予とみなされる場合を除く。）</p>

<p>厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則第十九条の二第九号及び第十九条の十七第一項第二号</p>	<p>取消し</p>	<p>した金額を納付することができないと認めるときにおける特例法第三条第一項の規定により国税通則法第四十六条第二項の納付の猶予とみなされる場合を含む。を除外。</p>
<p>厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則第十九条の十七第一項第一号</p>	<p>猶予</p>	<p>猶予（特例法第三条第一項の規定により国税通則法第四十六条第一項の納付の猶予とみなされる場合（当該場合においてその猶予期間内に猶予をした金額を納付することができないと認めるときにおける特例法第三条第一項の規定により国税通則法第四十六条第二項の納付の猶予とみなされる場合を含む。を除外。）</p>
<p>子ども・子育て支援法第七十一条第八項に規定する厚生労働省令で定める権限等を定める省令（平成二十七年厚生労働省令第七十五号）第一条第八号</p>	<p>猶予</p>	<p>猶予（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号。以下「特例法」という。）第三条第一項の規定により国税通則法第四十六条第一項の納付の猶予とみなされる場合（当該場合においてその猶予期間内に猶予をした金額を納付することができないと認めるときにおける特例法第三条第一項の規定により国税通則法第四十六条第二項の納付の猶予とみなされる場合を含む。を除外。）</p>
<p>子ども・子育て支援法第七十一条第八項に規定する厚生労働省令で定める権限等を定める省令第一条第九号</p>	<p>取消し</p>	<p>取消し（特例法第三条第一項の規定により国税通則法第四十六条第一項の納付の猶予とみなされた場合（当該場合においてその猶予期間内に猶予をした金額を納付することができないと認めるときにおける特例法第三条第一項の規定により国税通則法第四十六条第二項の納付の猶予とみなされた場合を含む。を除外。）</p>

附則
この省令は、公布の日から施行する。